

収 入  
印 紙

訴 状

平成30年5月16日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 \* \* \* \*

〒\*\*\*\*\* \*\*県\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

原 告 X

〒\*\*\*\*\* \*\*県\*\*市\*\*\*\*\*  
\*\*\* \*\*法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 \* \* \* \*

電 話 0\*\*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\*\*

F A X 0\*\*\*\*\*-\*\*-\*\*\*\*\*

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 上 川 陽 子

国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金1124万7526円

手数料額 金5万6000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、1124万7526円及びこれに対する平成29年2月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

#### (1) 原告

原告は、債務整理及び過払金返還請求を依頼した司法書士<sup>Y</sup>の事務処理に懈怠ないし不正があったため約238万円の過払金回収の機会を逸したことその他の損害を被ったとして、同司法書士を被告とする民事訴訟（以下「前訴」という。）を提起し、一審原告、再審原告等として同訴訟手続を遂行してきた者である。

#### (2) 被告国及び公務員

下記アからエの裁判官らは、一人又は合議体で、前記(1)の民事訴訟手続（前訴）の各審を順次担当した者で、当然、いずれも、被告国の、公権力の行使に当たる公務員である。

### 記

ア 福岡地方裁判所久留米支部 A 裁判官（前訴前審第一審（福岡地方裁判所久留米支部平成25年(ワ)第236号事件。平成27年3月25日判決言渡し。）（甲1の19～43丁（丁番号は訴訟記録の各丁の右上又は右下隅に裁判所が付した番号による。以下、甲1及び甲6～8につき同じ。））を担当。以下「A裁判官」という。）

イ 福岡高等裁判所第4民事部 B 裁判官、 C 裁判官及び D

裁判官（前訴前審控訴審（福岡高等裁判所平成27年(ネ)第434号事件。平成28年5月13日判決言渡し。）（甲1の894～929丁）を合議体として担当（B裁判官が裁判長、D裁判官が主任裁判官かつ受命裁判官。）。以下「福岡高裁第4民事部」という。）

ウ 福岡高等裁判所第2民事部 E 裁判官、 F 裁判官及び G 裁判官（前訴再審（福岡高等裁判所平成28年(ム)第32号事件。平成29年1月26日棄却決定。）（甲2）を合議体として担当（E裁判官が裁判長、G裁判官が主任裁判官。）。以下「福岡高裁第2民事部（前）」という。）

エ 福岡高等裁判所第2民事部 H 裁判官、 F 裁判官及び G 裁判官（前訴再審抗告許可申立審（福岡高等裁判所平成29年（ラ許）第11号事件。平成29年2月22日不許可決定。）（甲3）を合議体として担当（H裁判官が裁判長、G裁判官が主任裁判官。）。以下「福岡高裁第2民事部（後）」という。）

## 2 前訴の経緯

(1) 原告<sup>X</sup>は、その亡母<sup>K</sup>が生前行っていた貸金業者等との取引に関して、同亡母の死後、司法書士法3条2項2号所定の法務大臣の認定を受けた司法書士（以下「認定司法書士」という。）である訴外某司法書士<sup>Y</sup>（以下「前訴一審被告」という。）に債務整理事務（過払金返還請求を含む。）を依頼し、平成21年4月10日、原告・前訴一審被告間で委任契約（以下「本件委任契約」という。）が締結された（甲7の302～304丁）ところ、前訴一審被告が

① 訴外旧株式会社武富士（以下「武富士」という。）から開示された取引履歴を利息引直し計算した結果、同社に対する過払金が元金190万4735円、元利合計で242万7705円と計算され、認定司法書士の権限の範囲（司法書士法3条1項6号、7号）を超える金額であると判明した

にもかかわらず、当該過払金返還請求事務を自ら処理することを中止して同事務が弁護士に引き継がれるよう配慮、取り計らいをするなど合理的な措置を取らずに、自ら同金額の返還を同社に対し請求し（甲5、甲7の578丁）、引き続き同社と返還交渉を行った（甲6の759～761丁、甲7の634丁）が交渉は進展せず、当該事務を自ら抱え込んだままにし、そのようにして迅速に処理することを怠って時間を徒過し、この結果、同22年9月の武富士の会社更生手続申立てまでに同過払金回収が間に合わず、同更生手続による管財人からの弁済金約9万円を除く大半の過払金の回収の機会を喪失することとなり、

- ② 訴外株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）と過払金返還について原告の代理人として和解契約を締結して4万円を受領したにもかかわらず、この金員を本人である原告に引き渡さずにおり、またそのような和解契約締結と和解金受領を本人である原告に報告することを怠り、
- ③ 武富士及びライフ以外の訴外業者3社に対する残債についての債務整理事務を放置し、
- ④ 前記①の武富士の会社更生手続について、同手続が開始されたことを原告に知らせないまま、原告の承諾なく勝手に原告の氏名を記載した書面を作成したり原告のものではない原告の姓の印章を使用したりすることにより、同手続関連の一連の原告名義有印文書を作成して武富士管財人や裁判所に提出する等の著しく不正な行為をした

ことを理由として、原告は、同25年6月、前訴一審被告に対し、委任契約の債務不履行及び不法行為に基づき、前記①の過払金未回収額及び前記②の過払金未引渡額並びに前記①から④の前訴一審被告による不当ないし不正な事務処理によって被った精神的苦痛の慰謝料の合計額に弁護士費用としてその1割を加えた金額である348万8307円（第一審の段階では317万1189円）と遅延損害金の支払を求める民事訴訟（前訴）を提起した。

(2) この訴えに対し、福岡地方裁判所久留米支部 A 裁判官による第一審判決（後記 3(1)。甲 1 の 19～43 丁）は 11 万円のみを認容し、原告（前訴一審原告）・前訴一審被告双方が控訴したところ、福岡高裁第 4 民事部による控訴審判決（後記 3(2)。甲 1 の 894～929 丁）は原告の請求を全部棄却した。これに対し原告が理由不備・齟齬を理由とする上告及び上告受理申立てを行ったところ、最高裁判所第二小法廷（小貫芳信裁判長）は、「事実誤認又は単なる法令違反を主張するもの」として決定で上告を棄却し、上告受理もせず（平成 28 年(オ)第 1208 号、平成 28 年(受)第 1539 号。甲 1 の末尾）、前記控訴審判決は確定した。

そこで、原告は、確定した前記控訴審判決には 4 点の重要事項の判断遺脱があるとして福岡高等裁判所に再審の訴えを提起したところ、福岡高裁第 2 民事部（前）はその 4 点いずれについても判断遺脱はないとして再審請求を棄却する決定をした（後記 3(3)。甲 2）。これに対し、原告は、同決定は理由が成り立っておらず不当であり憲法 32 条（裁判を受ける権利）違反があるとして特別抗告するとともに、最高裁判所への抗告の許可を福岡高等裁判所に申し立てたが、福岡高裁第 2 民事部（後）は抗告を許可しない決定をした（後記 3(4)。甲 3）。この不許可決定に対しても原告は憲法 32 条、31 条（適正手続）等の違反があるとして特別抗告をしたが、最高裁判所第二小法廷（小貫芳信裁判長）は、両方の特別抗告につき、「違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するもの」として決定で棄却した（平成 29 年(ウ)第 368 号、369 号。甲 4）。

(3) なお、最高裁判所によるこれらの棄却決定は、いずれも、単なる法令違反を主張するものだとか違憲はないとかのごく形式的な判示をただけであって、下級審の各裁判に法令に反する瑕疵は存在しないとかこれらの裁判は正当であり是認できるとかいった実質的な判断は、全くしていない。このことはよく留意されるべきである。

### 3 前訴において不正な民事裁判（４件）が順次なされたこと（公務員の行為、職務関連性、違法性、故意・過失）

#### (1) 第一審

##### ア 裁判の瑕疵（民訴法違反）

原告による前訴訴え（福岡地方裁判所久留米支部平成２５年(ワ)第２３６号事件）に対し、同支部 A 裁判官は、平成２７年３月２５日、原告の請求額３１７万１１８９円のうち１１万円のみを認容する、実質的に原告（前訴一審原告）敗訴の判決を言い渡した（甲１の１９～４３丁。以下「本件前訴第一審判決」という。）。しかし、これには、以下(ア)から(エ)に挙げるとおり、尋常ではない重大な欠陥があり、民訴法に違反する瑕疵ある判決と言わざるを得ない。

(ア) 前訴において前訴一審被告が乙第９号証として提出した「過払金返還請求通知書」と題する前訴一審被告作成の書面（甲５、甲７の５７８丁。以下「前訴乙９」という。）には下記の文言の記載が存在する。これは前訴一審被告が認定司法書士の権限を超えて過払金返還の請求の法律事務を取り扱っていた事実（即ち後記(2)アの②の事実）そのものを明文で示すものである。従って、これは、民事訴訟の常識として、明らかに前訴事案を解明するための最重要基本書証と位置づけられるべきものである。そして、当事者尋問において A 裁判官自身も「あなた（前訴一審原告）が（過払金）全額請求するということは・・・」と前訴乙９（甲５）を念頭においた質問をする（前訴原告本人尋問の２９３項（甲<sup>6</sup>/<sub>2</sub>の７３９丁５～１１行目））などした。このように、A 裁判官は、前訴第一審において、その弁論終結前は前訴乙９の存在とその記載文言を前提とする審理を行っていた。勿論、当事者双方も前訴乙９の存在とその記載文言を前提とする主張立証をしていた。それなのに、判決においては、前訴乙９の存在が無視され、前訴乙９があたかも存在しないかのよ

うな事実認定がなされた（詳細は、前訴の一審原告の控訴理由書の第1の1項（甲8の938～943丁）参照）。

記

「株式会社武富士 御中

（住所略）

後記依頼者書類作成代理人 司法書士<sup>Y</sup>（前訴一審被告名）

（中略）

過払金返還請求通知書

（中略）

さて、後記依頼者と貴社の消費貸借契約につき、その取引履歴を利息制限法の定める法定金利に従い、元利計算させていただきますと既に金2,427,705円の過払いとなっております。（過払利息5%含む）

よって、上記、過払金につき返還の請求をします。

（中略）

記

依頼者の表示

住 所 （略）

氏 名 （原告の亡母名）<sup>K</sup>

（中略）

上記債務者相続人

依頼者 住 所 （略）

氏 名 （原告名）<sup>X</sup>

(イ) 前訴一審被告は、前訴第一審において、下記の内容の主張、あるいはこれに類する主張は全然していなかった。寧ろ、逆に、140万円を超えるため司法書士の権限を超えると前訴一審被告は原告に説明していた

などと、前訴一審被告は前訴第一審で主張していた。これは前訴第一審の訴訟記録（甲6、甲7）から明らかなことである。それなのに、A裁判官は、前訴第一審で前訴一審被告が実際にした主張内容に反し、判決理由中において、前訴一審被告が下記の主張をしたと摘示した（甲1の23丁13～17行目）。

#### 記

「(被告の主張)

ア 弁護士に引き継ぐべき義務の懈怠について

ア (原告の弟)の相続放棄の申述が受理されたのは平成21年11月9日であり、同年6月5日時点では未だ原告の相続額が140万円を超えることが確定していなかった。」

ウ 原告は、原告の亡母の相続に係る相続放棄手続に前訴一審被告が関与していた事実を主張し、前訴一審被告はこれを否認した。前訴第一審における当事者双方の主張立証の全体像からすれば、この事実の存否は、明らかに、前訴事案を解明するための最重要の間接事実と位置づけられるべきものである（即ち後記(2)アの③の事実）。そして実際、A裁判官も判決においてこの事実についてかなりの重点を置いて検討し、その結果として本件前訴第一審判決の理由中に7個もの論拠を挙げ連ねてこれを否定した（甲1の29丁上方～30丁中程）。

しかし、その7個の否定の論拠は、いずれも、成り立たないことが一見して明らかな稚拙で的外れなものばかりである。即ち、当該事実を否定するため無理矢理なこじつけをしていることは自明である。寧ろ、前訴事案は、当該事実（③の事実）の存在を伺わせる間接事実・証拠に満ちている（詳細は前訴の一審原告の控訴理由書の第1の2項（甲8の943丁下方～960丁））。

エ 前訴被告本人尋問の結果を見れば、前訴一審被告が辻褄の合わない説



明をしていることに途中で自ら気付いて動揺したり、答えにつまったり、供述内容が二転三転する様子がはっきり表れている（例えば甲6の769～772丁、780～786丁など）。つまり、前訴一審被告が虚偽を主張ないし陳述していることは一見して明らかである。それなのに、

A 裁判官は、原告の指摘（甲6の201～211丁）にもかかわらず、被告本人尋問で表れた前訴一審被告本人の供述ぶり、供述態度等に触れることなく、大筋、前訴一審被告の主張に沿った事実を認定した。

確かに、民訴法の自由心証主義（同法247条）の下、証拠力の評価や事実認定は裁判官の裁量に委ねられているのであろうが、それは裁判官の恣意を許すものでは決してなく、合理的なものでなければならない。

A 裁判官によるかかる事実認定は、自由心証主義で認められた裁判官の裁量の範囲を大きく逸脱しており、違法である。

#### イ 当事者尋問調書の問題

前訴第一審で実施された当事者尋問の調書（甲6の702～797丁）が当初閲覧に供されたところ、不自然な欠落箇所が多く見られた。そこで原告代理人が尋問の録音を聴取の上で調書訂正の申立てをすると、その直後の口頭弁論期日において、A 裁判官は申立ての一部につき訂正すると宣言したが（甲6の14～16丁）、口頭で欠落（尋問中の発言の存在）を認めつつも調書の訂正は拒んだ箇所もあり（甲8の1054丁）、裁判官主導による尋問調書の操作、不適切な取扱いがあったのではないかと疑わざるを得ない状況である（甲6の857～867丁、871～877丁、甲8の1336丁。）。

#### ウ 国賠法上の違法性・故意・過失

以下(ア)から(オ)の点からして、A 裁判官が行った本件前訴第一審判決等は、強引に原告（前訴一審原告）を敗訴させようとの違法ないし不当な意図をもって、殊更な歪曲が敢行された、少なくとも、裁判官による誠実な

判断とは認められないような不合理な裁判がなされた、裁判官として付与された権限の行使の方法が甚だしく不当であった、付与された権限の趣旨に明らかに背くものであった、と結論づけるほかない。従って、国賠法上の違法性並びに故意又は少なくとも過失が認められる。

(ア) 前記ア、イで列挙した点は、いずれも、意図的でなければ到底なし得ない、あり得ないことばかりである。

(イ) 特に、前記ア(イ)については、訴訟当事者が主張したことを書き漏らすということは過失として起こり得るかもしれない。しかし、当事者が訴訟中に主張していないことを「当事者の主張」があったとして摘示するというのは、過失や勘違いや不注意ではあり得ない積極的な作為であり、即ち、故意の行為である（刑法156条、158条参照）。

(ウ) さらに、前記ア(ア)については、結審前の審理中、当事者双方及び裁判所の全員が、前訴乙9（甲5）が前訴の大前提となる基本書証であるという共通認識の下で進行していた（前訴第一審の進行経過については前訴の一審原告の控訴理由書の第3（甲8の983丁下方～986丁）にまとめている。前訴第一審弁論終結時における当事者双方及び裁判所の本件の争点の理解は、前訴第一審の原告準備書面9（甲6の187～214丁）及び同10（甲6の221～246丁）記載のとおりであったはずである。）。それなのに、判決で突如それを無かったことにするというのは、原告（前訴一審原告）に対する全くの不意打ちであり、もはや「だまし討ち」と呼んでも過言でなかろう。原告を殊更に不利に扱おうとする明確かつ強固な意図がなければ、かような所業は到底なし得るものではない。

(エ) 1箇所だけならともかく、訴訟の骨格となる重要ポイントで前記アに挙げたとおり多数の異常が重ねて存在している。これは、意図的な歪曲が行われているのでなければあり得ないことである。

(オ) 前記ア、イに挙げた点以外にも、本件前訴第一審判決には明らかに不当あるいは不審な事実認定等が数多く存在する（前訴の一審原告の控訴理由書の第2から第4参照（甲8の961～988丁））。

## (2) 控訴審

### ア 裁判の瑕疵（再審事由たる判断遺脱（民訴法違反））

前記(1)アの本件前訴第一審判決に対し、原告（前訴一審原告）及び前訴一審被告双方が控訴した（福岡高等裁判所平成27年(ホ)第434号事件）ところ、福岡高裁第4民事部は、平成28年5月13日、原告（前訴一審原告）の請求を全部棄却する控訴審判決を言い渡した（甲1の894～929丁。以下「本件前訴控訴審判決」という。）。

しかし、この判決は、概要下記①から④の4点の事項について判断を欠いており、このことは、当該判決の文面上至って明らかである（本訴状末尾に添付の別紙1解説図参照。なお①の事実と②の事実の実際の先後関係は②→①であるが、後記(3)アの再審棄却決定の摘示順序に合わせている）。

そして、これら4点の事項はいずれも前訴の判決に影響を及ぼすべき重要な事項であり、それらについて、本件前訴控訴審判決は判断を遺脱していると言える。

### 記

- ① 主要事実たる規範的要件（注意義務違反）の評価根拠事実と位置づけられる、認定司法書士である前訴一審被告が、後記②の事実の後平成21年10月頃にかけて、武富士に対する元金140万円を超える過払金返還の交渉の法律事務を取り扱っていた事実（以下「①の事実」という。）
- ② 主要事実たる規範的要件（注意義務違反）のもう一つ別の評価根拠事実と位置づけられる、認定司法書士である前訴一審被告が、同年6

月5日付けの前訴乙9の文書(甲5)により、武富士に対する元金140万円を超える過払金返還の請求の法律事務を取り扱っていた事実(以下「②の事実」という。) についての自白の成立

③ 重要な間接事実と位置づけられる、前訴一審被告が原告(前訴一審原告)の亡母の相続に係る相続放棄手続に<sup>K</sup>関与していた事実(以下「③の事実」という。)

④ 重要な間接事実と位置づけられる、平成21年4月10日の本件委任契約に先立つ同15年ころ、前訴一審被告が原告の弟<sup>N</sup>の債務整理を受任していて、その後(平成21年当時も)同弟の債務整理が進展しないままであった事実(以下「④の事実」という。)

即ち、福岡高裁第4民事部が行った本件前訴控訴審判決には、再審事由たる重要事項の判断遺脱という民事訴訟法に違背する瑕疵があり、その瑕疵は極めて重大である(同法338条1項9号)(その詳細は再審訴状(甲9の29~43丁(丁番号は各丁の右下隅に付された赤い手書きの数字。以下甲9につき同じ。)参照。なお、後記(3)アの本件前訴再審棄却決定は判断遺脱を否定するが、その理由付けが全くもって不当で、理由として成り立っていないことについては、後記(3)イで説明する。))。

#### イ 国賠法上の違法性・故意・過失

以下(ア)から(カ)の点からして、福岡高裁第4民事部が行った本件前訴控訴審判決は、強引に原告(前訴一審原告)を敗訴させようとの違法ないし不当な意図をもって、殊更な歪曲が敢行された、少なくとも、裁判官による誠実な判断とは認められないような不合理な裁判がなされた、裁判官として付与された権限の行使の方法が甚だしく不当であった、付与された権限の趣旨に明らかに背くものであった、と結論づけるほかない。従って、国賠法上の違法性並びに故意又は少なくとも過失が認められる。

(ア) 1点だけならまだしも、4点もの重要事項の判断遺脱がある。これは、

単なる偶然ないし不注意による見落としや勘違い、取り違えの域を超えており、意図的、わざとでなければあり得ない。

(イ) 特に、前記ア②については、主要事実の自白の成立について一方当事者である原告（前訴一審原告）が明確に主張している（前訴控訴審の一審原告準備書面6（甲8の1163丁、888丁（陳述））。しかも、前記(1)ア(ア)のとおり本件前訴第一審判決が殊更に無視した前訴乙9が本件前訴控訴審の最重要第一の争点であったところ（前訴一審原告の控訴理由書の第1の1項（甲8の938～943丁）参照。）、その記載内容そのものの事実の自白（前訴一審被告の控訴審準備書面2（甲8の1110丁4～5行目、886丁（陳述）））である。それなのに、福岡高裁第4民事部は、その自白を判決の前提とすることも、自白の成立を否定することも、どちらも行っていない。これは、裁判官の権限行使のあり方として明らかに異常な逸脱である。

(ウ) さらに、極めて重要な間接事実である前記アの③の事実につき、本件前訴第一審判決が7つもの論拠を挙げ連ねて議論を大きく展開してこれを否定し（甲1の29～30丁）、それに対して原告（前訴一審原告）が控訴理由書（第1の2項）で詳細に反論を行っている（甲8の943丁下方～960丁）。つまり、この事実は、明らかに、前訴控訴審におけるもう一つの最重要争点であった。控訴審結審直前においても、原告は、最後の念押しとして、当該事実を再度指摘している（甲8の1171～1175丁）。それにもかかわらず、当該事実について全く判決中で触れていない。これも、裁判官の権限行使のあり方として明らかに異常な逸脱である。

(エ) さらにおかしいことは、本件前訴控訴審判決には3名もの裁判官（しかも民事裁判に携わる職歴は各人とも相当に長いようである。）が関与しているのであるが、それなのに、4点もの判断遺脱に誰も気付かない、

主要事実の自白の成立を一方当事者が主張していること（前記ア②）に誰も気付かない、第一審判決ですら極めて重要な間接事実と位置づけた事実で原告が詳細に反論している事項（前記ア③）につき判断を欠いていることに3名の裁判官の誰も気付かない、ということが果たして有り得ようかということである。そのような事態は到底考え難い（そもそも、そのような過誤を防止し裁判に慎重を期することこそが控訴審を合議体で審理することの趣旨であろう。）。やはり、本件前訴控訴審判決の瑕疵（4点の判断遺脱）は意図的作為的に作出されたものと考えざるを得ない。

(オ) その上、前記4点の判断遺脱のほかにも、一例を挙げれば、武富士更生手続に関して前訴一審被告が作成した一連の各書類上の印影がばらばらに異なっている点が前訴において問題となっていたのであるが（本件前訴第一審判決も、その点には前訴一審被告に懈怠があると認定した（甲1の36丁の下から6～3行目、40丁の下から6～4行目。）、この点に関し、「本件委任契約書（前訴の甲第3号証（甲7の302～304丁））に押捺された印章を同契約締結の際に原告は前訴一審被告に預け、それを前訴一審被告が武富士更生手続で用いたのが前訴の甲第8号証（甲7の334丁）と同甲11号証（甲7の338丁）である」などとは前訴一・二審を通じ控訴審弁論終結までに当事者双方からも裁判所からも只の一度も議論に出ることがなかった。ところが、福岡高裁第4民事部は、そのような事実を突如判決で認定する（甲1の924丁8～10行目）という仰天するようなことまでしている。

このように、福岡高裁第4民事部は原告（前訴一審原告）に対し極めて苛烈な不意打ちをしているというほかない。さらに言えば、不意打ちであるだけでなく、そもそもその事実認定の内容自体が、明らかに有り得ない間違い、不条理である（即ち、前訴甲3の印影と前訴甲8、前訴

甲11の印影は、一見して相違が明らかであるのに「酷似している」と述べて（甲1の915～916丁）上記事実認定に繋げている。そのような馬鹿げた事実主張は、前訴一審被告すら行っていない。詳細は、前訴の上告理由書の第2の4項（甲8の1378～1381丁）参照。）。

(カ) このように、福岡高裁第4民事部は、原告（前訴一審原告）どころか前訴一審被告の主張にも立脚せず、本件前訴第一審判決をも踏まえ、勝手気儘な一方的議論を展開していたと見るしかない。ちなみに、A裁判官による本件前訴第一審判決は、間違っている箇所が多く、大事な骨格の所を間違っていたが、正しい認定の箇所もいくらかは存在した。ところが、福岡高裁第4民事部の手による本件前訴控訴審判決は、実質的判断を要する箇所のほぼ全てが非常識なレベルの間違いと言ってよい。そして、そのような間違った「判断」すらもできかねる箇所は無視した（つまり4点の判断遺脱（前記ア））ということであろう（詳細は、前訴の上告理由書（甲8の1368～1479丁、甲8の後ろから6～5丁目）参照）。

福岡高裁第4民事部が、公正中立な立場を離れて、とにかく原告（前訴一審原告）全面敗訴に導こうという積極的悪意をもって努めていたことは至って明らかである。これは、民事実務に携わる者が本件前訴控訴審判決とそれに至るまでの前訴一件記録を通読すれば、容易に感得できることである。

### (3) 再審

#### ア 再審棄却決定とその理由づけ

確定した前記(2)アの本件前訴控訴審判決に対し、原告が前記(2)ア①から④の事項の判断遺脱を理由として再審の訴えを提起した（福岡高等裁判所平成28年(ハ)第32号事件）ところ、福岡高裁第2民事部（前）は、平成29年1月26日、次の(ア)から(ウ)のような理由を挙げつつ、原告（前訴再

審原告)の指摘する4点の再審事由たる判断遺脱はいずれも存在しないとして再審の請求を棄却する決定をした(甲2。以下「本件前訴再審棄却決定」という。)

(ア) 本件前訴控訴審判決(前訴確定判決)が①及び②の事実に関する認定判断をしていることは、判文上明らかである(本件前訴控訴審判決中の根拠となる箇所として「第2の2(5)、第4の1(9)、(11)、同3(1)イ」を摘示している)。

(イ) ③の事実について、福岡高裁第4民事部は、同事実が認められないとしてこれを認定しなかったものであり、かかる消極的認定を前提に本件委任契約に係る紛争の目的価額が140万円を超えることが明らかであったとはいえず、また、前訴一審被告(前訴再審被告)においてそのような認識を有していたものとは認められないと認定判断していることが本件前訴控訴審判決の判文上明らかであって、この点について判断遺脱はない。

(ウ) ④の事実については、主要事実(注意義務違反の評価根拠事実)の間接事実として位置づけられるものとはいえない上、仮に③の事実を推認させる間接事実と位置づけ得るとしても、④の事実から直ちに③の事実を推認することも困難であり、いずれにしてもその判断を欠くことによって判決に影響を及ぼすものとは到底解されない。

イ 裁判の瑕疵(理由付けが明らかに法理に反する誤判であり、民訴法に違背すること)

しかしながら、前記ア(ア)から(ウ)の本件前訴再審棄却決定の理由付けは、いずれも一見して明らかに著しく法理に反し、理由として全く成り立っていない。

(ア)a まず、前記ア(ア)について述べると、本件前訴控訴審判決は、確かに②の事実(140万円超の過払金返還の請求)自体については否定の



判断をしている。他方、当該②の事実についての自白の成立については何ら判断をしていない。これは本件前訴控訴審判決の判文上明らかである。

そして、原告が前訴再審の訴えにおいて問題提起したのは、②の事実自体ではなく、②の事実についての自白の成立についての判断遺脱である。このことも、再審訴状の文面上明らかである（甲9の33丁の下から2～1行目、34丁の下から2行目～36丁2行目、43丁（解説図））。福岡高裁第2民事部（前）自身も、これを決定理由中に摘示していた（甲2の1丁の下から9行目）。つまり、福岡高裁第2民事部（前）は、前訴再審の訴えにおいて提起されている問題は、②の事実自体ではなく、②の事実についての自白の成立についての判断遺脱であることを認識していたというほかない。

すると、②の事実自体についての判断があれば②の事実についての自白の成立につき判断する必要はない、と福岡高裁第2民事部（前）は理解していたと見るほかない。しかし、それは、明らかに、民訴法上の基本原則の一つである弁論主義第2原則（自白の裁判所拘束力。民訴法179条）に反している。

- b また、本件前訴再審棄却決定が判断の根拠として摘示する本件前訴控訴審判決中の箇所（「第2の2(5)、第4の1(9)、(11)、同3(1)イ」（甲2の1丁の下から2～1行目。なお、これらの摘示箇所の内容は、甲9の124～127丁にまとめられている。））は、「第4の1(11)」を除き、②の事実（請求）自体に関するものであって、①の事実（140万円超の過払金返還の交渉）の有無の判断に繋がるものでない。これも、本件前訴控訴審判決の判文上明らかである。なお、「第4の1(11)」は、②の事実の後に前訴一審被告が原告に説明をしたという前訴一審被告主張事実についての判示であり、やはり①の事実の有無の

判断には繋がらない。

従って、当該摘示箇所は①の事実につき判断があったとする根拠とは到底なり得ない。このほか、本件前訴控訴審判決のどこを見ても、①の事実（過払金返還の交渉）を否定する判断をしたと見られる箇所は見当たらない。これは、本件前訴控訴審判決の判文上明らかである。なお、そもそも、前訴一審被告自身、①の事実を争っていないどころか、寧ろ積極的にこの事実を主張していたのである（甲6の135丁4行目～下から3行目、138丁13行目～139丁末尾、甲7の634丁（前訴乙第25号証）、甲6の759丁の下から13行目～761丁10行目（一審被告本人尋問））。

c 以上 a、b より、前記ア(ア)の理由付けは、全然成り立っていない。

(イ) a 次に③の事実に関する前記ア(イ)について述べると、本件前訴再審棄却決定は、「(③の) 事実が認められないとしてこれを認定しなかったものであ(る)」と判示する（甲2の1丁最下行～2丁2行目）。しかし、本件前訴控訴審判決中のどの箇所からそう言えるのか、前記ア(ア)と異なり根拠箇所を全然摘示しておらず、かかる判示の根拠を一切示していない。

そもそも、本件前訴控訴審判決中のどこを探しても③の事実に関する判断と見られる箇所は存在しない。このことは、本件前訴控訴審判決を一読すれば、その判文上から至って明らかなことである。

b さらに言えば、この箇所の争点は、本件前訴控訴審判決が③の事実につき判断をしたか否かである。すると、「(③の) 事実が認められないとしてこれを認定しなかった」とするのであれば、そのような「認められないという『判断』」が存在するという結論が出たことになって当該争点についての議論は終了し、それ以上議論を続ける必要など全く無いはずである。

ところが、不思議なことに、本件前訴再審棄却決定は、この後、「かかる消極的認定を前提に」云々と議論を続け、挙げ句の果てに、③の事実とは全然別の事実（本件委任契約に係る紛争の目的価額が140万円を超えることが明らかであったとはいえ、また前訴再審被告においてそのような認識を有していたものとは認められないこと）について「認定判断」がなされているから「この点について判断遺脱はない」として議論をまとめている（甲2の2丁2～6行目）。

つまり、議論の対象事実が、いつの間にか、③の事実から「紛争の目的価額云々」という別の事実<sup>別の事実</sup>に替わっているということである。これは、「議論のすり替え」、「論点のすり替え」と評するほかなく、尋常ではない、実にいかがわしい立論方法である。

- c. その上、本件前訴再審棄却決定は、「(③の) 事実が認められないとしてこれを認定しなかった」ことを「消極的認定」（甲2の2丁2行目）と呼んでいる。そして、前記bのすり替わった別の事実の段階で初めて「認定判断している」「判断遺脱はない」と述べて「判断」という語を使用している（甲2の2丁4～5行目）。つまり、「すり替え」前の段階で「判断」と呼ぶことを殊更に避けていると見える。

このような論の進め方からすると、福岡高裁第2民事部（前）としても、本件前訴控訴審判決中に③の事実についての「判断」が存在すると断言することにはさすがに躊躇を覚え、その代わりに「消極的認定」なる概念を持ち出すことで、③の事実につき「判断」が有ったのか無かったのか、論旨を殊更に曖昧にして誤魔化し、前記bの「議論のすり替え」（即ち、別の事実の「判断」）に繋げようと企図したのものと見受けられる。

しかしながら、「消極的認定」とは、ある事実が存在しないという否定の「判断」をすることの意で用いられる法律用語なのである（最

判昭和37年3月15日、東京地判平成28年4月28日等参照)。つまり、実際に「判断」がなされたからこそ「消極的認定」と呼べるのである。従って、「判断が存在しないこと」を「消極的認定」と呼ぶことにはそもそも無理がある。もし、「判断が存在しないこと」を「消極的認定」と位置づけることを許すなら、「消極的認定」が「認定」の一種である以上は「判断」と言わざるを得ないから、「判断が存在しないこと」は「判断」だという論理矛盾を来してしまう。さらに、「判断が存在しないこと」は「消極的認定」だという考え方に立てば、凡そ「判断遺脱」という状態自体が存在しないことにもなり、民訴法338条1項9号の存在意義もなくなってしまう。これは本当に訳の分からない議論である。

つまり、福岡高裁第2民事部（前）は、「消極的認定」という用語の曲解を試みたけれども、論理破綻に帰結したということである。

d 以上要するに、本件前訴再審棄却決定は、何の根拠もないのに本件前訴控訴審判決の③の事実の判断遺脱を否定しようとし、その根拠の欠如を取り繕うため、前記bの「議論の対象事実のすり替え」や前記cの「消極的認定」なる概念の潜り込ませを敢行したということである。誠にもって理不尽きわまる論法であり、当然、再審開始の許否の決定の理由として成り立つ余地などない。

(ウ)a 次に④の事実に関する前記ア(ウ)について述べると、本件前訴再審棄却決定は、「主要事実の間接事実として位置づけられるものとはいい難い」と判示する（甲2の2丁7～8行目）。しかし、何故そう言えるのか何ら具体的理由を示していない。

b この点については、寧ろ次のように考えるべきである。

即ち、本件委任契約に先立って、原告の弟が認定司法書士に債務整理を依頼する程の多重債務状態であり、かつ、その多重債務状態が本

件委任契約締結の平成21年当時依然として未解決のままであったとすれば、原告の亡母の遺産として武富士の過払金<sup>ク</sup>が元利で200万円以上も存在すると判明した時点において、同弟が亡母の遺産を取得してもどうせ債権者への弁済に充てられるだけなのだから、同弟は遺産を何ら取得せず、原告だけが遺産を取得した形で亡母の相続を処理するほうが得策だと原告・同弟・その兩名から受任していた前訴一審被告の3名の間で了解するというのはごく自然な成り行きである。そして、その了解に基づいて、前訴一審被告が、亡母の遺産である武富士への過払金返還請求権は原告のみが単独で取得したとの前提で、原告単名の「書類作成代理人」として、過払金全額（元金約190万円）を武富士に対して請求した（甲5。つまり②の事実。）というのも、ごく自然な成り行きと言える。

こうして見ると、④の事実は②の事実（主要事実）の積極的間接事実<sup>ク</sup>に位置づけられるのである。従って、前記aの本件前訴再審棄却決定の判示は、誤りと言わざるを得ない。

c 続けて、本件前訴再審棄却決定は、「仮に③の事実を推認させる間接事実と位置づけ得るとしても、④の事実から直ちに③の事実を推認することも困難であり」と判示する（甲2の2丁8～10行目）。しかし、原告（前訴再審原告）は、④の事実と③の事実が並立して②の事実を推認させる間接事実であると再審訴状に明記しており（甲9の36～38丁）、④の事実が③の事実を推認させるなどとは主張していない。さらに、再審訴状末尾の添付図（甲9の43丁）を見れば、そのような誤解が生じるはずもない。福岡高裁第2民事部（前）が何故かかる再審訴状中の明文に反する判示をするのか、原告としては困惑せざるを得ない。

d さらに続けて、本件前訴再審棄却決定は、「いずれにしてもその判

断を欠くことによって判決に影響を及ぼすものとは到底解されない」と判示する（甲2の2丁10～11行目）。しかしながら、前記bに示した④の事実による②の事実の推認過程は、②の事実を否定する本件前訴控訴審判決の判断を根底から覆すものである。

従って、④の事実は、前訴の事案解明にとって決して看過することができない極めて重要な間接事実なのであり、即ち、「判決に影響を及ぼすべき重要な事項」に当たると評価すべきものである。

e 以上aからdより、前記アウの理由付けも、明らかに誤りである。

(四) 以上アからウより、本件前訴再審棄却決定の理由付けは、前記アアからウウのいずれについても全く成り立っていない。

従って、本件前訴再審棄却決定は、適法な再審事由が備わっているにもかかわらず原告の再審請求を棄却した誤判であるから、民訴法338条1項9号違反の瑕疵がある。また、その瑕疵は極めて重大である。

ウ 国賠法上の違法性・故意・過失

以下アからウの点からして、福岡高裁第2民事部（前）が行った本件前訴再審棄却決定は、強引に原告（前訴一審原告・前訴再審原告）を敗訴させようとの違法ないし不当な意図をもって、殊更な歪曲が敢行された、少なくとも、裁判官による誠実な判断とは認められないような不合理な裁判がなされた、裁判官として付与された権限の行使の方法が甚だしく不当であった、付与された権限の趣旨に明らかに背くものであった、と結論づけるほかない。従って、国賠法上の違法性並びに故意又は少なくとも過失が認められる。

ア 弁論主義の第2原則（自白の裁判所拘束力）は、民訴法の初学者すら学習する民訴法の最も基本的かつ重要な大原則であり、かつ現実の訴訟手続でも頻出する（というかほぼ毎回のように出てくる）事柄である。従って、この大原則を現職の裁判官が間違ふことなど、まして合議体の

3人の裁判官が全員間違ふなど、まずもってあり得ないことである。前記イ(ア)aの誤り(②の事実(主要事実)自体についての判断があれば②の事実についての自白の成立について判断する必要はないとの考え方)は、意図的な歪曲があったと考えるほかない。

この点、②の事実自体と②の事実についての自白の成立との混同ないし混乱があったとの弁解がなされるかもしれない。しかし、前述のとおり、原告(前訴再審原告)は、再審訴状において、②の事実自体でなくそれについての自白の成立が問題であることを明確に記載しており、再審訴状の末尾に色付きの解説図も添付して、混乱が生じないように念を入れている。さらに、本件前訴再審棄却決定自体が、前訴再審原告の主張する判断遺脱は②の事実についての自白の成立であると摘示している(甲2の1丁の下から9行目)。

従って、民事訴訟の経験を長く積んできた3名の裁判官らが、そのような混同ないし混乱を、実質たった1頁強の分量しかない本件前訴再審棄却決定の理由文(甲2の1～2丁)の中で、過失で起こすことはあり得ない。もしあるとすれば、混同を装った意図的な歪曲ないし作為的なすり替えである。

(イ) ③の事実についての判断の有無につき極めて異常な立論がなされていることについては、前記イ(イ)で説明したとおりである。裁判官が公正中立な立場に立ち誠実素直な心掛けで審理に臨んだのであれば、このような「すり替え」や「誤魔化し」に満ちた文章が出来上がることなど、まずもってあり得ない。本件前訴再審棄却決定中の③の事実に係る箇所(甲2の1丁最下行～2丁6行目)については、実に手の込んだ不誠実きわまる文章の小細工が施されており、これは歪曲どころか極めて悪質な詭弁、悪辣な欺瞞、瞞着と評価すべき域に達している。

(ウ) 本件前訴再審棄却決定は、①の事実と②の事実とを混ぜて論じること

によって、前記イ(ア) b の誤り（②の事実（自体）のみに係る箇所を根拠として摘示することで①の事実につき本件前訴控訴審判決は判断をしているとの結論を導いている）に至っている。

しかし、原告（前訴再審原告）は、再審訴状において、①の事実（140万円超の過払金返還の交渉）と②の事実（同過払金返還の請求）についての自白の成否とを明確に項を分けて論じ、その上、万が一にも混乱がないよう、念を入れて、再審訴状の末尾に説明図を添付し、判断遺脱事項は①の事実（事実自体）と②の事実についての自白であることを色を付けた囲みで示している。そこまで念入りに注意喚起している中、①の事実と②の事実をそのように混ぜて論じるというようなことは、意図的でない限りは起こり得ない。

(エ) 前記イ(ウ)で指摘した理由付けの誤りについては、まず、④の事実（前訴一審被告が本件委任契約に先立って原告の弟の債務整理を受任していて未解決であったこと）が②の事実（前訴一審被告が法定相続分にかかわらず相続財産である過払金の全額（元金140万円超）の請求を原告単名の代理人として行ったこと）の間接事実となることは、民事事件の経験のある程度積んだ裁判官なら容易に感知し得ることである（即ち、共同相続人らのうち多額の債務を負う者が相続を放棄することは世間の実態としては割とよくあることである。最判昭和49年9月20日参照。）。また、④の事実を③の事実の間接事実であると原告（前訴再審原告）が主張しているかの如き判示をしている点は、再審訴状の明文の記載に明らかに反している。これは、単なる訴訟当事者の主張の取り違えの域を超えており、作為的になされたものと見ざるを得ない。

(オ) 1箇所だけの間違いならまだしも、これほどに多数の瑕疵が、実質たった1頁強の分量しかない本件前訴再審棄却決定の理由文の中にある。端的に言うと、4つの判断遺脱事項全部の論点でそれぞれ全部間違っ



いる。

これは、単なる偶発的な過失、勘違い、取り違え、不注意の域を明らかに超えている。

(カ) さらにおかしいことは、本件前訴再審棄却決定には3名もの裁判官（しかも民事裁判に携わる職歴は各人とも相当に長いようである。）が関与していたのであるが、それなのに、これら多数の理由付けの不自然さ、議論のすり替え、根拠の欠如、用語の曲解等に3名の裁判官の誰も気付かないということが果たして有り得ようかということである。そのような事態は到底考え難い（そもそも、そのような過誤を防止し裁判に慎重を期することこそが控訴審を合議体で審理することの趣旨であろう。）。やはり、本件前訴再審棄却決定の瑕疵（前記イ）は、意図的作為的に作出されたものと考えざるを得ない。

(キ) その上、再審訴状の受理日（平成28年10月31日。甲9の29丁）から本件前訴再審棄却決定（同29年1月26日。甲2の2丁）まで約3か月の審理期間があり、他方、同決定の理由文の分量は実質約1ページしかない（甲2の1～2丁）。福岡高裁第2民事部（前）が本件前訴再審を3人がかりで慎重に審理するには十分過ぎる審理時間があつたと言える。かかる好条件の下で、不注意による間違いがあつた、間違いに3名の裁判官の誰も気付かなかつた、とは考えにくい。

(ク) このように、福岡高裁第2民事部（前）が、公正中立な立場を離れて、とにかく再審開始を阻止して原告（前訴一審原告・前訴再審原告）敗訴判決の確定を固守しようという強固な意欲をもって努めていたことは、至って明らかである。これは、民事実務に携わる者が本件前訴再審棄却決定とそれに至るまでの前訴一件記録を通読すれば、容易に感得できることである。

#### (4) 抗告許可申立て

## ア 抗告不許可決定

前記(3)アの本件前訴再審棄却決定に対し、原告（前訴再審原告）が最高裁判所への抗告の許可を申し立てた（福岡高等裁判所平成29年（ラ許）第11号事件）ところ、福岡高裁第2民事部（後）は、平成29年2月22日、抗告を許可しないとの決定をした（甲3。以下「本件前訴抗告不許可決定」という。）。

## イ 裁判の瑕疵（民訴法337条2項違反）

(ア) 民訴法337条2項は、申立てを受けた高等裁判所は、同項所定の要件（判例相反その他の法令の解釈に関する重要な事項）を満たす場合は、最高裁判所への抗告を許可しなければならないと規定しており、これは裁量ではなく、高等裁判所に課せられた義務である。

(イ) ところで、本件前訴再審棄却決定中は、「主要事実（②の事実）自体についての判断があるので同主要事実についての自白の成立について判断する必要はなく判断遺脱は存在しない」との考え方に立っていると見られる（前記(3)イ(ア)a）。しかし、この考え方は、明らかに、弁論主義の第2原則（自白の裁判所拘束力。民訴法179条）に反していて、同原則に関する最高裁及び大審院判例等（最判昭和30年9月27日、大判明治44年12月13日、大判昭和16年6月24日、大判昭和14年6月1日。さらに東京高判昭和56年4月28日。）と相反する判断である。

また、この点が、法令（民訴法179条及び同法338条1項9号）の解釈に関する重要な事項を含むことも至って明白である。即ち、主要事実又は重要な間接事実の判断遺脱は同法338条1項9号の再審事由に当たるとするのが通説であるが（伊藤滋夫編『民事要件事実講座2』（青林書院、平成17年）26～28頁）、先例の乏しい分野であるところ、まさに本件の如き訴訟手続上の混迷が現実が生じているのである

から、主要事実自体の判断はされているけれども当該主要事実の自白の成立についての判断を欠いている、という場合が同再審事由に該当するか否かを明確にすることの民訴法解釈論上の意義は非常に大きい。

(ウ) さらに、本件前訴再審棄却決定は、③の事実の存否についての「判断」が本件前訴控訴審判決中に存在することの根拠を示せない中で「消極的認定」なる概念を介在させることによって判断遺脱は存在しないと結論を導き出している（前記(3)イ(イ)）。しかし、このような立論は、おそらく、実務上も学説上も前例がない。すると、かかる立論が民訴法338条1項9号の解釈として妥当であるか否かは、法令（同条同項同号）の解釈に関する重要な事項と言わざるを得ない。

(エ) このように、前記アの抗告許可申立ては、少なくとも前記(イ)(ウ)の点については民訴法337条2項の要件を満たしており、それを原告（前訴再審原告・前訴抗告許可申立人）は明確に主張している（甲9の132～142丁）。

それにもかかわらず、抗告を許可しないとした本件前訴抗告不許可決定は、同項違反の瑕疵があると言わなければならない。

#### ウ 国賠法上の違法性・故意・過失

以下(ア)から(イ)の点からして、福岡高裁第2民事部（後）が行った本件前訴抗告不許可決定は、強引に原告（前訴一審原告・前訴再審原告・前訴抗告許可申立人）を敗訴させようとの違法ないし不当な意図をもって、殊更な歪曲が敢行された、少なくとも、裁判官による誠実な判断とは認められないような不合理な裁判がなされた、裁判官として付与された権限の行使の方法が甚だしく不当であった、付与された権限の趣旨に背くものであった、と結論づけるほかない。従って、国賠法上の違法性並びに故意又は少なくとも過失が認められる。

(ア) 前記(イ)のとおり、本件前訴再審棄却決定に判例相反の判断があるこ

とは一見極めて明白であった。従って、抗告許可の要件（民訴法337条2項）を満たすことは、同法の条文上明らかであった。

- (イ) 本件前訴再審棄却決定には弁論主義の第2原則（自白の裁判所拘束力）という民訴法の最重要基本原則の一つに違反し、確立した判例にも違反しているという明白かつ重大な瑕疵がある。そしてその瑕疵が、抗告許可申立書で明瞭に指摘された（甲9の132丁下方～136丁上方）。そうである以上、当該瑕疵を是正して公正な裁判（民訴法2条前段）が実現されるよう、また、裁判を受ける権利（憲法32条）を有する訴訟当事者が重要事項の判断遺脱がある確定判決によって不当な不利益を受けることのないよう、最大限の善後処置を執ることが裁判官として当然に求められる姿勢である。そして、それこそが裁判官の国民に対する責務であり、裁判官の「良心」（憲法76条3項）というものであろう。
- (ウ) 「消極的認定」なる概念を介在させることによって再審事由たる判断遺脱（民訴法338条1項9号）は存在しないとの結論を導き出すという立論は、おそらく、本邦民訴法の実務上も学説上も前例のない新規なものである。そして、その妥当性につき事件当事者から真摯かつ厳しい指摘を受けた（甲9の136～142丁）。そうであるからには、かかる法令の解釈適用の是非につき最高裁判所の判断を仰ぐというのが下級裁判所裁判官として当然に求められる姿勢のはずである。
- (エ) 前記アの抗告許可申立ての申立て理由書（甲9の131～148丁）は、平成29年2月21日の夕刻午後4時過ぎころ福岡高等裁判所第<sup>12/</sup>4民事部所属の裁判所書記官へ直接手渡しで提出された。そして、本件前訴抗告不許可決定はその翌日の同月22日付けでなされ、裁判所書記官作成の同決定の正本（甲9の149丁）も、原告（前訴再審原告・前訴抗告許可申立人）の代理人へ送達された謄本（甲3）も同日付けである。すると、裁判所書記官による決定書正本・謄本の作成等の諸手続に要す

る時間を考慮に入れれば、本件前訴抗告不許可決定は、最大限に多く見積もっても僅か1日弱で策定されたことになる。そして、福岡高裁第2民事部（後）は、何も本前訴事件だけに携わっているわけではなく、同部に係属中の他事件の処理も同時に行っていたはずであるから、同申立て理由書の検討ないし審理に充てられた時間は、その1日弱の中のごく短い時間であったと考えざるを得ない。

しかしながら、同申立て理由書は、本文の分量で17頁ある上、多くの最高裁判例、大審院判例、文献等を引用しながら4点の判断遺脱事項につきそれぞれ詳細な説明をしており、それら引用されている判例、裁判例等を確認するだけでもある程度の時間がかかるはずである。福岡高裁第2民事部（後）の裁判官らがいかに経験学識豊富であるといえども、僅か1日弱の時間で抗告不許可との結論を出せるとは考え難い。少なくとも、福岡高裁第2民事部（後）が同申立てに対し慎重十分な審理を行ったとは到底認め難い。

情況から察するに、福岡高裁第2民事部（後）は、抗告を許可しないとの結論を最初から決めていて、同申立て理由書の提出後、その内容を一切顧慮することなく、問答無用的に抗告不許可の決定を敢行したのが実情と見受けられる。

(オ) 本決定についても、3名もの裁判官（しかも民事裁判に携わる職歴は各人とも相当に長いようである。）が関与していたという事実は、不注意など過失によるものではなく、意図的に作出された瑕疵であったことを窺わせる事情と言うべきである。

(5) 前訴の骨格となる主要論点について、前記(1)から(4)の裁判を含む前訴各審の経緯を概要まとめると、本訴状末尾に添付の別紙2の表のとおりである。

#### 4 司法作用に係る国賠法上の違法性についての考え方

(1) 裁判官の行う司法作用に係る国賠法上の違法性の要件（同法1条1項）の

解釈については、最判昭和57年3月12日、最判平成元年3月8日、東京高判平成22年10月7日などの前例（いわゆる違法限定説）があるところであるが、法的瑕疵ある裁判官の行為が故意ないし意図的であった場合だけでなく、裁判の内容等が杜撰であるなど著しい過失がある場合、国民の司法制度に対する信頼を損ないかねないような著しい不合理がある場合等にも国賠法上の違法性の要件は満たされると考えるべきであり、前記判例、裁判例もその意と解される（名古屋高判平成15年12月24日参照）。憲法17条が公務員の不法行為により損害を受けた者の国家賠償請求権を基本的人権として明定していることに照らしても、そう解釈すべきであろう。

- (2) さらに、裁判官の行う司法作用につき国賠法上の違法性を限定して解釈する根拠は、司法作用の違法は上訴、再審等の制度を利用して当該訴訟手続内で解決することが原則として予定されている所にあると思料する（上記各最判の最高裁判所判例解説参照）。

すると、本件前訴の事案のように、当事者が上訴、再審の手続を尽くしてもなお裁判の瑕疵が是正されなかった場合、あるいは上訴・再審裁判所自体が上訴・再審制度による事件当事者の救済を不合理に阻んでいる場合、上訴・再審制度が正常に機能していない場合などには、このように違法性を限定して解釈する必要性も認め難いことになる。

このように考えれば、本件の前記3(1)から(4)の各裁判については、違法限定説でなく通常の国賠法の違法性の基準（つまり職務行為基準説）により違法性の判断を行えば十分ということとなる。すると、それらの本件いずれの裁判についても、全く議論の余地無く、国賠法上違法と認められることとなる。

## 5 因果関係

- (1) 相当因果関係

前記3(1)から(4)の4つの一連の裁判の瑕疵については前記3でそれぞれ詳

述したところであるが、これらの瑕疵が認められれば、それと原告の前訴敗訴（請求全部棄却）及びそれによる後記6の損害との間の相当因果関係は、問題なく認められる。

(2) 相当程度の可能性の侵害

少なくとも、前訴が民訴法の常識に沿った順当な裁判であったとしたら、原告の前訴請求の大部分が認容される内容の確定判決に至った相当程度の可能性は有った。従って、最低限でも、前記3の4つの一連の裁判の各瑕疵が当該可能性を侵害しているとは言える。

6 損害

前記3(1)から(3)の4つの一連の不正な裁判によって原告が被った損害は、以下のとおりである。

(1) 前訴敗訴による前訴一審被告への請求権喪失による損害

ア 前訴請求金額 348万8307円

イ アに対する前記3(4)の裁判の日までの遅延損害金 63万1717円

ウ 前訴訴訟遂行費用（一部）

(ア) 訴え提起手数料 2万1000円

(イ) 控訴提起手数料 3万3000円

(ウ) 上告提起手数料 4万6000円

(エ) 再審の訴え提起手数料 4000円

(オ) 特別抗告提起手数料 1000円

エ アからウの合計額 422万5024円

(2) 精神的苦痛による損害

憲法上国民は裁判を受ける権利を保障され（憲法32条）、裁判官は良心に従い独立して職権を行い、法律に拘束され公正に職務を遂行するはず（憲法76条3項、民訴法2条前段）である。それなのに、前訴を提起した原告は、前記3(1)から(4)のとおり、4個の裁判体から立て続けに、意図的に歪曲

されたとしか見えない裁判、少なくとも裁判官による誠実で良識ある判断とは到底認め難い不合理な裁判、しかも、同一ないし近隣の官署に所属する裁判官どうしの庇い合い、癒着、失態の隠蔽、責任逃れのためのまやかしか見えない裁判を執拗に受け続け、最後の救済手段である再審までをも不法に妨げられ、その結果、前訴一審被告に対する正当な法的権利（損害賠償等請求）の行使を妨害された（刑法193条参照）。これでは、法治国家の裁判所の仕事ぶりとは到底言い難く、「法の支配」からかけ離れた呆れるべき民事訴訟の顛末というほかない。

原告は、かかる一連の裁判所ないし裁判官らの誠実さ廉潔さを感じさせない理不尽な行状と、その結果自らの正当な法的権利が剥奪されてしまったことにつき、計り知れない精神的衝撃を受けている。そして、その精神的苦痛を慰藉する金額としては、特に、裁判官の職責の重大さ、再審という民事訴訟手続内の最終の救済手段までをも不法に阻んだことの悪質性、高位要職にある裁判官らが多数関与していること等に鑑み、少なくとも600万0000円を下らない。

(3) 弁護士費用

少なくとも、以上(1)(2)の損害額の1割の金額が相当である（102万2502円）。

(4) 前記(1)から(3)の合計額は、1124万7526円となる。

## 7 調停不成立

原告は、本件国賠訴訟提起に先立ち、なるべく穏便な解決を望み、平成29年12月22日東京簡易裁判所へ民事調停を申し立てた（平成29年(ノ)第725号）。しかし、被告国は話し合いに応じる姿勢を見せず、同30年4月18日同調停は不成立となった。

なお、同調停の中で、被告国からは、本件国家賠償請求につき原告に誤解がある等の指摘や反論はなされなかった。



## 8 結語

よって、原告は、被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、前記6に掲げた損害金1124万7526円及びこれに対する最終の不法行為の日である平成29年2月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

### 証 拠 方 法

- 甲第1号証 前訴前審の訴訟記録（裁判書）写し（個人情報部分をマスキングしている。以下同じ。）
- 甲第2号証 本件前訴再審棄却決定書正本
- 甲第3号証 本件前訴抗告不許可決定書正本
- 甲第4号証 前訴再審の特別抗告棄却決定書正本
- 甲第5号証 前訴乙第9号証（「過払金返還請求通知書」）写し
- 甲第6号証 前訴前審の訴訟記録（第一審（書証以外））写し
- 甲第7号証 前訴前審の訴訟記録（第一審（書証））写し
- 甲第8号証 前訴前審の訴訟記録（控訴審・上告審）写し
- 甲第9号証 前訴再審の訴訟記録写し

### 附 属 書 類

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 訴状副本            | 1 通 |
| 2 甲第1号証から第5号証（写し） | 各2通 |
| 3 委任状             | 1 通 |

（甲第6号証以下は追って提出予定）